

団 長 会 記 録

1 開催日時 平成30年10月15日(月) 11:13~11:28

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 桐生秀昭、副議長 齋藤健夫、自民団長 小島健一、立民団長 てらさき雄介、
公明団長 渡辺ひとし、民主団長 曾我部久美子、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、
経理課長 小泉純一、参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗

4 議 題

(1) 開かれた議会の推進について

議長から、次のとおり、より開かれた議会を目指す取組みを進めるため、「委員会傍聴の取扱いについて」、議会改革検討会議での検討を、お願いしたいと考えているので、ご了承いただきたい旨の発言があった。

ア 現在、委員会傍聴の取扱いについては、委員会条例の規定に基づき、委員会の開会後に、「委員会にはかり、これを決め」ているが、原則として傍聴を認める運用を行っていることや、第3回定例会から、委員会のインターネット中継が試行として開始されており、インターネット上では、特段の手続きを要せず、傍聴ができていますので、そういった点からも、一定の整理が必要であること。

イ 「開かれた議会」という観点からは、より県民に身近な議会として、委員会傍聴に際しての、さらなる利便性の向上も必要ではないかと考えていること。

ウ そこで、公開性を今まで以上に高める取組みについて、どのようなことが可能か、検討いただきたいと考えていること。

(2) 神奈川県議会基本条例制定10周年記念講演会について

議長から、平成20年に「神奈川県議会基本条例」を制定し、12月で10周年を迎えることから、議員1人ひとりの調査研究、政策立案等をより一層活発化させる一つのきっかけとして、10周年を記念する講演会を実施する旨の発言があり、その内容について、議会局から、次のとおり説明があった。

ア 日 時

平成30年11月28日(水) 15時30分から 1時間程度

※ 本会議(提案説明)及び議案説明会終了後

イ 場 所

新庁舎8階 議会大会議室及び第3会議室

ウ 講師及び講演テーマ

東京大学先端科学技術研究センター教授

講演テーマ「2040年を見据えた自治体と地方議会の展望」

エ 申込み

平成30年11月2日(金)までに、各会派控室職員又は政策調査課職員に別紙連絡票を提出する。

(3) 議員安否確認メールのテスト配信について

議会局から、資料2のとおり、職員緊急参集訓練が実施される10月25日(木)10時に、安否確認メールのテスト配信を行いたいので、よろしくお願ひしたい旨発言があった。

(4) 議場内折りたたみ式ヘルメットの更新について

現在、議場にある折りたたみ式ヘルメットが、平成31年に耐用年数6年を迎えるので、資料3のとおり更新することについて、議会局から説明があった。

出席者から次の通り発言があった。

渡辺団長：現行品の耐用年数が6年ということですが、まだまだ使えるというイメージもあるのですが、商品の耐用年数という基準になっているならしょうがないのですが、新しい商品の耐用年数はどの程度ですか。

小野関担当課長：新しい物の耐用年数は未確認ですが、概ね同様の年数と考えております。先ほど、団長のご発言がありましたが、現在の議場に設置しておりますヘルメットにつきましては、廃棄することなく、議会局の事務室に置かせていただきたいと思います。

渡辺団長：なるべく耐用年数の長いものを導入してほしいということを要望しておきます。

(5) 地方議会議員年金制度に係る動向について

全国都道府県議会 議長会 会長から「厚生年金への地方議会議員の加入に向けた活動方針について」資料4のとおり、通知があり議会局から説明があった。

議長から、今後とも全国都道府県議会議長会などの動向について、適宜報告するので、引き続き、各会派において検討をお願いしたい旨の発言があった。

(6) 政務活動費の情報公開請求について

情報公開請求が1件あり、従前の処理と同様に公開を決定していることについて、議長から報告があった。

出席者から次の通り発言があった。

相原団長：議会局でわかるなら教えてほしいが、これは判決文だから、裁判所に請求するのと県に請求するのと、経費の額が変わるのでしょうか。

谷川副局長：コピーの代金について、裁判所のコピー代金は確認しておりませんが、概ね同額ではないかと思ひます。

相原団長：仮に同額なら、裁判所に請求する提案をされたほうがいいのかと思ひます。安い場合もあるのかもしれませんが、別に、県は面倒くさいからやらないという意味ではありませんが、選択肢が二つある中で、なんでも県へというのはいかがなものかと思ひます。

谷川副局長：アドバイスできることにつきましては、私どもからも、アドバイスという形で請求者の方にお話をさせていただきたいと思ひております。

相原団長：仮に裁判所の方が、費用が安いなら、お教へする方が親切かと思ひます。調べていただいて、適切な対応をよろしくお願ひします。

谷川副局長：承知しました。

以上